

御所市地域防災計画

— 概要版 —



緊急時電話番号

事件・事故

☎ 110

消防・救急

☎ 119

災害時伝言ダイヤル

☎ 171

+ 録音 1
再生 2

市外局番 - 被災した家の電話

※録音時間は30秒以内(通話料のみ必要)

土砂災害情報

気象庁土砂災害判定メッシュ情報

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

奈良県土砂災害・防災情システム

<http://www1.nara-saboinfo.jp/index.html>

御所市役所

☎ 0745-62-3001

御所市 HP
【重要なお知らせ】

<http://www.city.gose.nara.jp/>

平成 28 年 4 月
御所市防災会議

はじめに

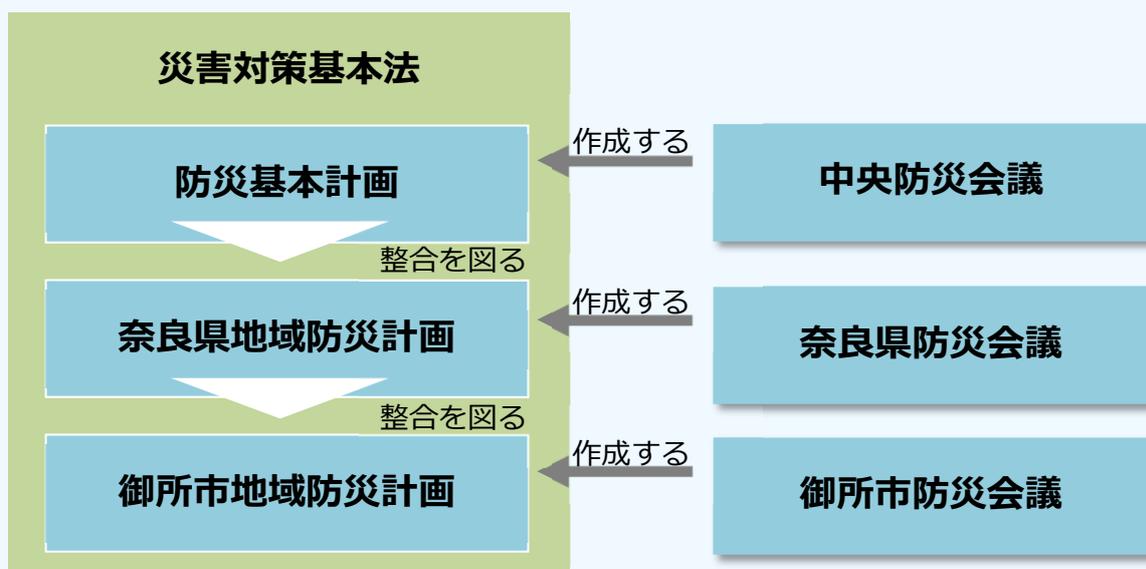
我が国では、平成7年1月17日の阪神淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月14日・16日の熊本地震といった大規模地震、さらに全国各地で記録的な集中豪雨による土砂災害や洪水など、想定外と言われた自然災害により甚大な被害が発生しました。

これらの自然災害の教訓を踏まえ、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを最大目標に、できる限り災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、災害に備え、災害時に実践的な行動ができる計画を目指した、「御所市地域防災計画」の見直しを行いました。

本冊子は、市民、事業者、行政がともに、災害に対する備えを行い、災害発生時に連携して災害対応を行うため、御所市地域防災計画の概要を示したものです。

～ 御所市地域防災計画の目的及び位置づけ ～

「御所市地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び御所市防災会議条例（昭和38年御所市条例第13号）に基づき、国の防災基本計画、奈良県地域防災計画と整合を図り、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するために、御所市防災会議が、各防災関係機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者等の協力を得て、災害の予防、災害時における対応、災害からの復旧・復興を適切に進めていくための基本的な事項を定めた計画です。



1. 計画の概要

■ 計画の構成

本計画は、次の4章からなる計画編と資料編から構成されています。

第1章 総則	計画の基本方針、防災関係機関の役割分担、自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項
第2章 災害予防計画	災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画
第3章 災害応急対策計画	災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画
第4章 災害復旧・復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画

その他、災害対策本部体制で構築する班ごとの職員行動マニュアルを作成しており、災害時に機動的に対応できる計画としています。

■ 計画の基本方針

本計画は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、市及び県、関係市町村による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとします。

自助・共助の促進による自主防災体制の確立

市、県、関係市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携

防災関係機関相互の協力体制の推進

ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進

過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進

関係法令の遵守

避難行動要支援者等の多様な視点を生かした対策の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

2. 御所市における想定災害

■ 地震被害想定

本計画の前提となる震災規模の想定にあつては、平成16年10月公表の「第2次奈良県地震被害想定調査」結果に基づき、本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い以下の地震を想定しました。

- 1) 内陸型地震（直下型地震）－中央構造線断層帯（マグニチュード8.0）
- 2) 海溝型地震－東南海・南海同時発生（マグニチュード8.6）

(1) 想定される地震動

区分	内陸型地震	海溝型地震
	中央構造線断層帯	東南海・南海同時発生
地震動の様相	県内で震度7から震度5強の揺れが数十秒間続く 大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市・広陵町等で震度7	県内で震度6弱から5弱。揺れは1分以上数分間続く 御所市、五條市等、奈良盆地南縁の山間地の7市町村の震度は5強

出典) 第2次奈良県地震被害想定調査報告書：H16.10.29 報道発表

(2) 巨大地震の発生確率

国の地震調査研究推進本部が公表した「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（平成28年1月1日算定）」によると、海溝型地震である南海トラフ地震については今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%に達すると評価されています。御所市では最大震度6強が想定されています。

また、内陸型地震である中央構造線断層帯（金剛山地東縁）についてはマグニチュード6.9程度の地震発生確率が今後30年以内に5%未満とされていますが、予断は許しません。

地震活動の長期評価

領域又は地震名	南海トラフ	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)
長期評価で予想した地震規模	M8～M9 クラス	M6.9 程度
地震発生率	10年以内	20%程度
	30年以内	70%程度
	50年以内	90%程度
地震後経過率	0.79	0.1～1.0
平均発生間隔	次回までの標準的な値 88.2年	約2000～14000年
最新発生時期 (ホアソ過程を適用したものを除く)	70年前	約2000年前～4世紀

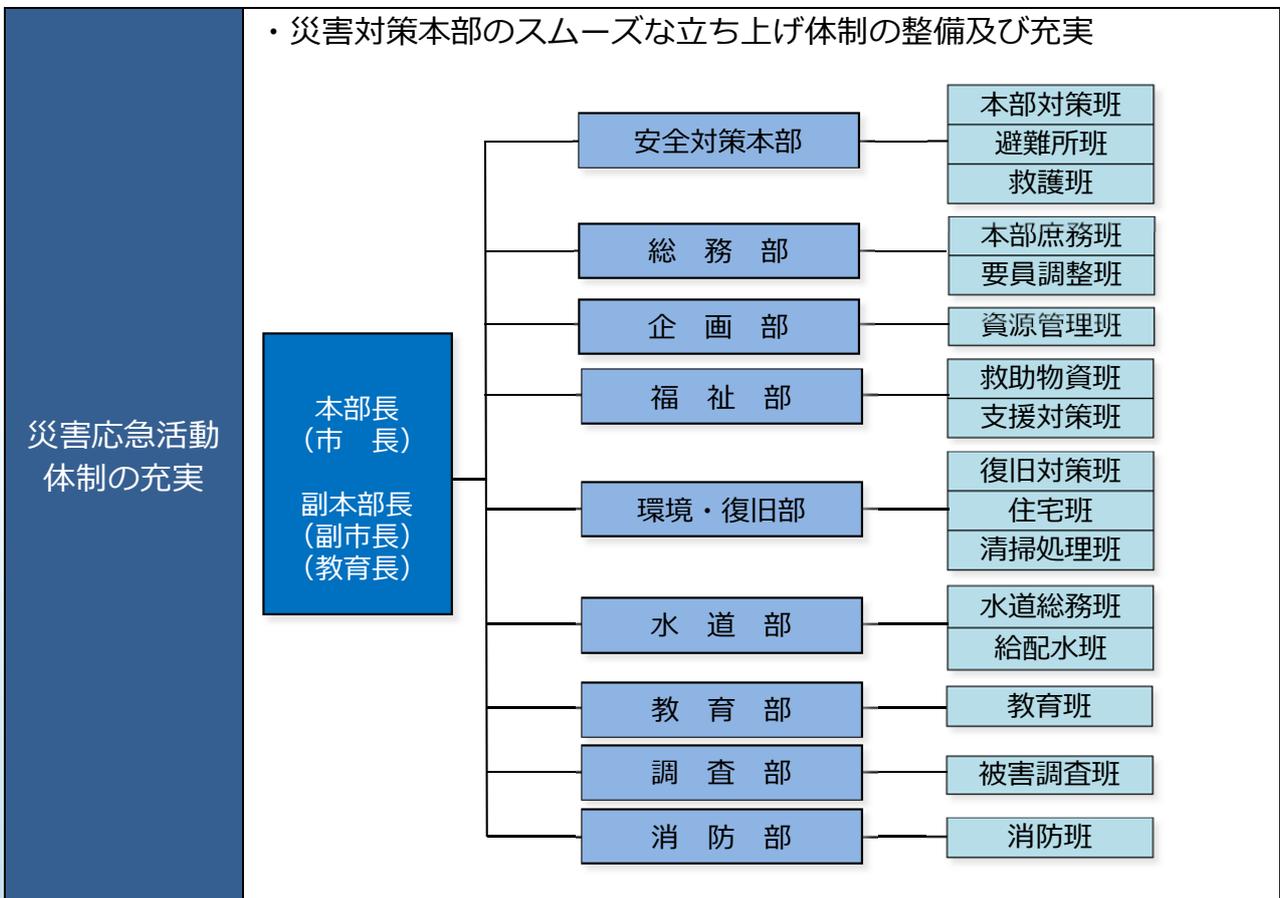
3. 災害予防計画

■ 災害応急活動への備え

災害発生時に迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、応急活動拠点の機能強化、関係各機関との連携体制の強化、避難収容機能の充実、受援環境の整備など災害応急活動への備えを進めています。

防災中枢施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部となる市役所の防災機能の向上 ・災害発生時に応援部隊の受け入れ及び活動拠点、物資輸送拠点として御所市民運動場、同第2グラウンドを位置づける
-----------	---

地域防災拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災拠点（指定避難所）と災害対策本部の通信設備の充実 ・防災用資機材、非常用食糧等の備蓄など、防災機能の充実
-----------	--



避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用資機材等の確保・点検 ・ボランティア活動支援環境の整備 ・指定緊急避難場所 20 カ所、指定避難所 39 カ所の指定 ・避難所設備の充実、資機材の配備 ・市民に周知するなどの体制の整備 ・避難行動要支援者、要配慮者の安全確保対策の推進 <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※避難行動要支援者とは、災害時要配慮者のうち、自力避難が困難で避難にあたって特に支援を要する人をいう。</p> </div>
---------	---

自主防災体制 の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位での防災組織づくり推進 ・防災組織としての訓練や防災研修の実施支援 ・自主防災組織における規約及び地区防災計画の策定の支援
消防力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・退職者や女性、学生、事業所従業員などの入団促進、処遇の改善 ・消防団員の安全確保のための基本的装備、情報共有の通信設備、救助活動用機材など総合的な地域防災力の充実
緊急食料、 生活物資等の 確保体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市は公共施設、小学校など 20 カ所に重要物資を備蓄 ・他に必要な物資の確保のため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備 ・市民は自助として、3日分の食糧、水（1日1人あたり3リットル）、常備薬、衣類等を非常持ち出し品として用意する努力を実践
緊急輸送体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に確保可能な輸送手段を把握 ・平常時から災害発生時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制を推進

■ 都市の防災機能の強化

(1) 災害に強いまちづくり

市をはじめ関係機関は、市街地の面的整備や防災空間の確保、都市基盤施設の防災機能の強化、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、公共交通機関施設の災害対応力の強化など都市防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努めます。



砂防堰堤の整備

(2) 建築物等災害予防計画

市は、耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

避難所となる市内各小中学校については、現時点で全て耐震改修済みです。



御所小学校体育館



御所中学校校舎

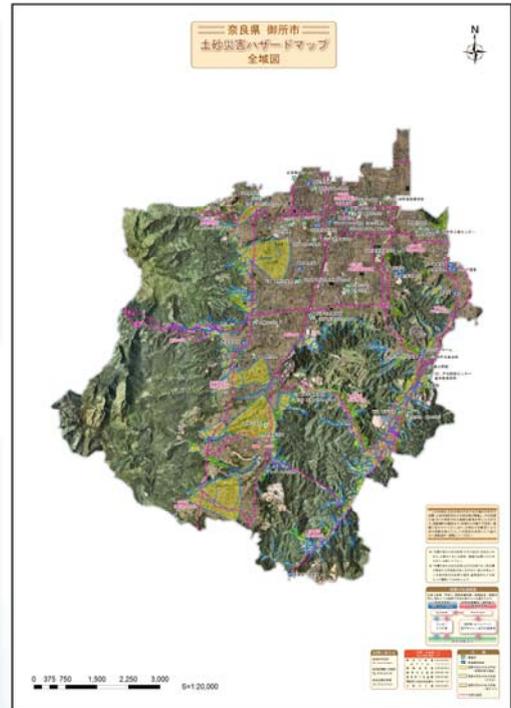
■ 防災意識の向上啓発

市民は、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時には、自発的な防災活動（自助）を基本に、地域（共助）や行政（公助）と連携して災害に対応できるよう、防災訓練や防災知識の普及を通じて、日頃から災害への備えに取り組んでいます。

今後は、自主防災組織を中心に地域において共助を高めしていくため、地区防災計画の作成などを促進します。

(1) 市民向けの防災知識の普及啓発

パンフレット等による啓発	広報紙・防災パンフレット等の作成配布、広報車等の巡回、ハザードマップの作成・配布、市のホームページ
各種活動等を通じた啓発	講演会・防災展等の開催、映画・スライド上映会の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動の促進・活用



平成27年8月修正

(2) 学校等における防災教育

教育の内容	身の安全の確保方法、家族・学校との連絡方法、避難場所・避難路・避難所の場所、災害についての知識、過去の災害から得られた教訓の伝承、ボランティアについての知識・体験
教育の方法	防災週間等における訓練の実施、防災をテーマにした図画・作文の作成、教育用防災副読本・ビデオの活用、特別活動を利用した教育の推進

(3) 防災訓練計画

災害発生時における応急対策を迅速にして、かつ確実に実施できるよう平常において関係機関と緊密な連携をとり、図上又は現地で次の区分により計画的に実施するものとします。

防災訓練の種類	①水防訓練	②災害救助訓練	③災害通信連絡訓練
	④図上訓練	⑤非常招集訓練	⑥学校等安全避難訓練
	⑦総合防災訓練	⑧土砂災害避難訓練	



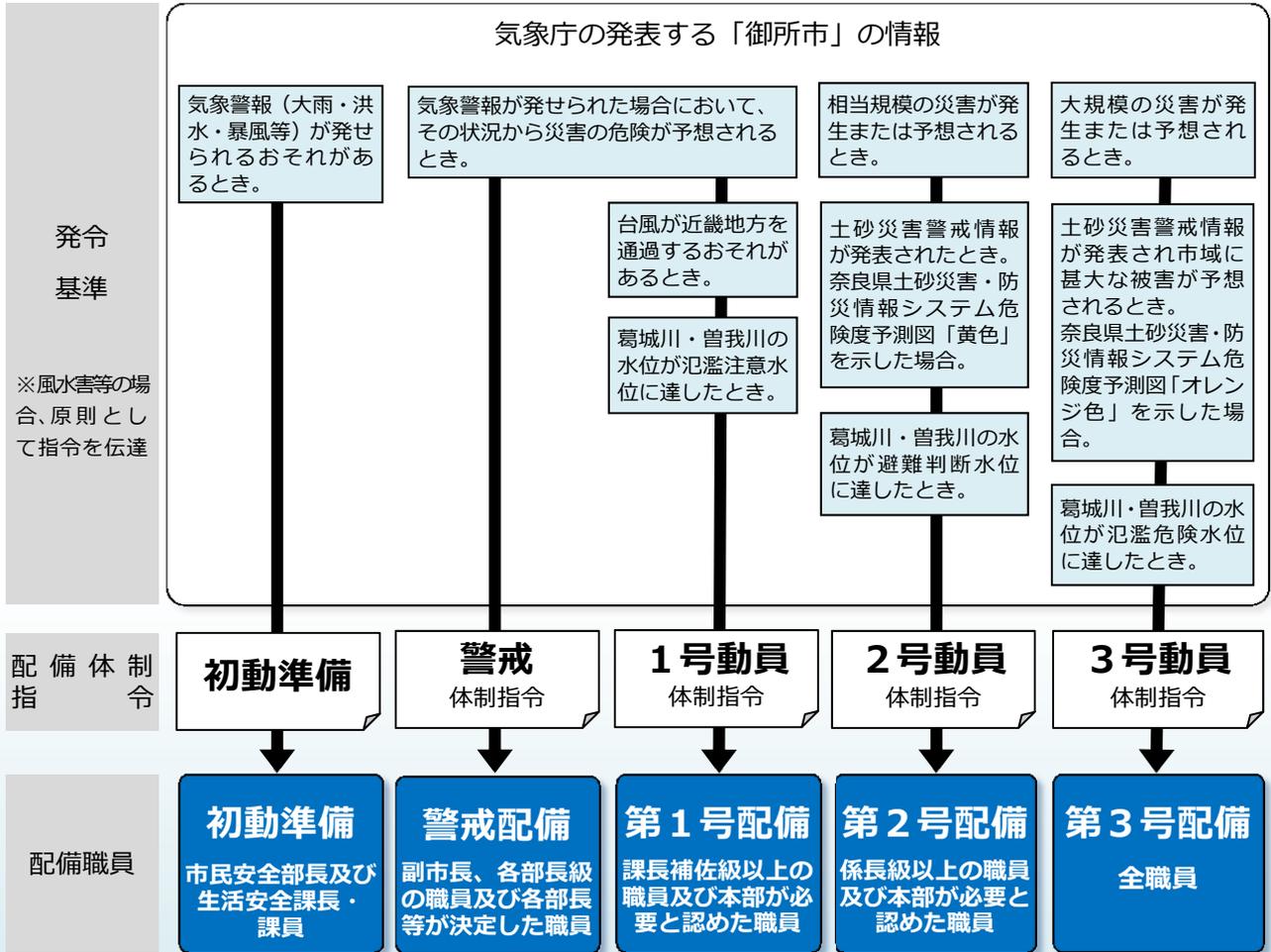
4. 災害発生後の応急対策

災害応急対策組織動員

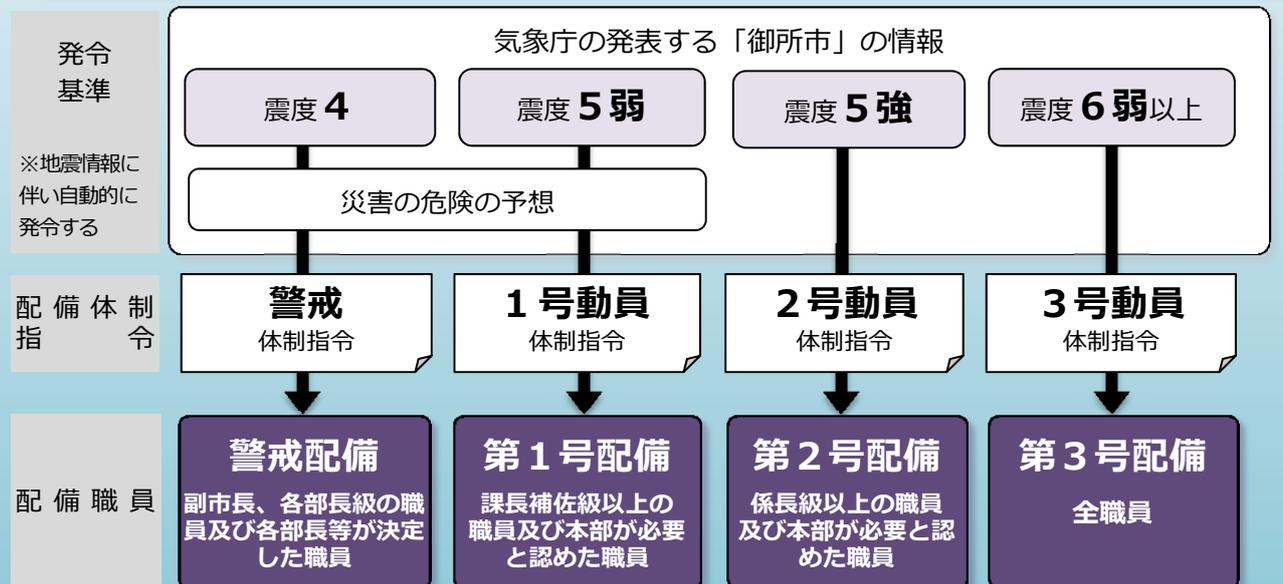
災害対策本部の職員動員配備の基準は、以下のとおりとします。



風水害・土砂災害等



地震災害



■ 避難の勧告等

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準に則って、広報車、市ホームページ、エリアメールによる伝達、各自治会及び自主防災組織等を通じた伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送などにより、避難勧告等を発令します。

<避難にあたっての留意点>

●緊急避難場所への市民の避難は、自主避難を基本とします
●市民は気象情報等積極的な情報収集に努め、避難所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難してください
●豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難してください
●夜間等避難ルートが安全が確保できない等緊急の場合は、建物の堅牢な部分（水回りの部分など）や、土砂災害の危険性がある場合は、危険性が高い部分の反対側の上階の部屋などに垂直避難してください
●雨が収まってもすぐに帰宅しないようにしてください
●避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにしましょう。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにしましょう
●浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外でも災害が発生する恐れがあることを忘れず、十分注意してください
●避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておきましょう
●事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じておきましょう
●避難者は、必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携帯してください。過重な携行品及び避難後調達できる物は除外してください
●頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に着けてください

■ 避難所の開設・運営

(1) 指定避難所の開設

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水によって避難を必要とする市民を臨時に収容する避難所を開設します（指定避難所については御所市ハザードマップを参照してください）。

(2) 指定避難所の運営

市職員は、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援するものとします。

また、運営における女性の参画、老若男女のニーズの違い、要配慮者の生活環境を踏まえ各々に配慮しましょう。

避難行動要支援者に対しては福祉避難所などへの避難を促進することや、飼い主とともに避難した愛がん動物の飼養についても適正な指導を行います。

避難所運営の事例



■ 医療救護活動

市は、必要に応じて「いきいきライフセンター」を中核として、指定避難所となる小学校に医療救護所を設置し、医療機関と密接な連携のうえ、運営します。



■ 緊急物資の供給

(1) 緊急輸送体制の確保

災害時の消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給の生命線として、緊急輸送道路を確保し、市の所有する車両のほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保します。

(2) 応急給水

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給するものとし、浄水場、配水場を給水拠点とするほか、給水車、ポリエチレン容器等のトラック輸送、応急仮設配管、応急水栓等の手段で応急給水を実施します。

(3) 食料・生活必需品の供給

被災者に対する食糧や寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給できるよう把握し、供給計画を作成した後、関係機関の協力により、避難者及び在宅被災者等に対する食糧・生活必需品を確保し、備蓄食糧・物資、調達、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努めます。

(4) 供給の方法

市は、アザレアホールにおいて応援物資や調達物資の集配センターを開設し、集配及び保管の管理運営、各避難所への配送を行います。現場では自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、食料・物資を配給します。



■ 防疫、保健衛生

市は、中和保健所と連携して、避難者の感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を把握し、必要な措置を講じます。

■ 廃棄物の処理及び清掃

廃棄物の処理及び清掃計画は、仮設トイレ、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び災害復旧活動を促進するため、「御所市災害廃棄物処理計画」に則して適切な処理を実施します。

■ 応急教育及び保育対策

災害により文教施設又は児童、生徒が被災し、通常の教育を行うことができない場合、学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育を実施します。

■ 自発的支援の受入れ

市は、ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、御所市社会福祉協議会とともに、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う市災害ボランティアセンターを開設します。被災者のニーズを踏まえて、ボランティアが円滑に活動できるよう適切に対処します。

■ ライフライン等の復旧

復旧に大きく影響する上下水道、電力、ガス、電気通信といったライフライン施設については、各事業者と連携して迅速に被害状況を把握し、二次災害防止対策を実施します。また、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施します。

■ 被災建築物の応急危険度判定

市は、二次災害防止のため、所管する公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物についても被害概況等に基づき、判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施します。

■ 住宅の応急確保

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努めます。

入居対象者は住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない方で、公募により選定します。選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととします。



判定ステッカー

■ 業務継続計画

危機事象発生時には、応急対策業務の実施とあわせて、市行政における通常業務で継続実施すべき「優先的通常業務」をなるべく中断させず、もしくは中断してもできる限り早期に復旧するために必要な資源の確保及び配分を行います。

5. 災害復旧・復興への取り組み

■ 復旧事業の推進

所管する公共施設の復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、県と十分協議し、計画の策定に努めます。

■ 罹災証明の発行

罹災証明は、被災者の救済を目的に、市長が確認できる範囲で家屋の被害程度について証明するものです。被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行います。

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、その他

■ 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行います。

■ 中小事業所及び農林業関係者の復興支援

被災した中小企業及び被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請します。

■ 災害復旧・復興計画の策定方針

災害復旧・復興計画では、市街地復旧・復興に関する計画、住宅復旧・復興に関する計画、産業復旧・復興に関する計画、生活復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めます。また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で市民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざします。

<地域連携による復旧・復興対策>

家庭・事業所での対応	<ul style="list-style-type: none">・ 公的支援を活用した自力での復興活動・ 地域の復旧作業の協力・ 関係機関の実施する復旧・復興活動への協力・ 復興街づくりへの参加等
自治会や自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none">・ 早期のコミュニティ活動の再開・ 地域の復旧作業・ 関係機関の実施する復旧・復興活動への協力・ 復興街づくりへの参加等



御所市地域防災計画 概要版

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL 0745-62-3001

作成日 平成28年4月